

20%も有利な全期一括納付！

受益負担金を全期（20期分）一括納付されると、20%の報奨金が交付され大変有利です。

全期一括納付
年度一括納付の
納付方法

口座振替を利用される方につきましては、通常の5年（20期）分割納付しかできません。（全期一括納付、年度一括納付はできません）

受益者の方には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、全期一括納付もしくは年度一括納付をされる場合は、必ず納付書をご持参のうえ、役場出納窓口か指定金融機関等の窓口で納付していただきますようお願いいたします。



7. 負担金の徴収猶予と減免

徴収猶予

負担金は、一筆ごとに賦課されますが、賦課対象の土地が農地等の場合は、その状況等により負担金の徴収を猶予します。また、震災、風水害等の不可抗力により著しい被害を受けた場合等は、その程度により負担金の徴収猶予を受けられます。

※徴収猶予を申請される場合は、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を提出していただきます。なお、徴収猶予が取り消された場合は、猶予が切れた年度の翌年度から賦課されるようになります。

受益者負担金の徴収猶予や減免を受けられる土地については、次の表のとおり「下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」と「下水道事業受益者負担金減免基準」があります。

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

別表1（第9条関係）

項 目	猶予期間	猶予額	備 考
1.裁判上の係争中の土地	判決確定まで	全額	土地の所有権、貸借権等について争っている土地
2.災害、盗難その他の事故等により納付が困難なとき	2年以内の期間	町長が認める額	
3.田、畑、山林、原野、池沼その他これに準じる土地	5年	全額	住宅用地等、他の目的に転用するまでの間5年毎に更新することができる
4.自ら所有する土地で、専ら自己の居住の用に供する1区画1戸の住宅で、かつ、その面積が500平方メートルを超えている場合は500平方メートルを超える部分に相当する面積	5年	全額	5年毎に更新することができる
5.その他、特に町長が徴収猶予をする必要があると認めたとき	町長が認定する期間	町長が認める額	